

○ 会 議 録

会 議 名	令和元年度第2回 基山町都市計画審議会			
開催年月日	令和元年9月12日(木)			
開催場所	基山町役場 2階 203会議室			
開閉会日時	開会	13時25分		
	閉会	15時10分		
出席者並びに 欠席者 出席 10名 欠席 0名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	久保山 義明	出	杉野 朗	出
	田口 英信	出	坂本 勇一	出
	重松 一徳	出	岡本 哲男	出
	天本 勉	出	日野 春記	出
	内山 正光	出	西野 弘子	出

傍聴者 1名

～ 13時25分開会～

発言者：事務局

基山町都市計画審議会設置条例第7条第2項に基づき、委員の方の2分の1以上の出席があったので、会が成立していることを報告する。本審議会は公開となり、傍聴は1名。

定住促進課課長の挨拶。

発言者：事務局 課長

8月28日に開催予定であった本審議会を大雨の影響で本日に延期をさせてもらった。県内では甚大な被害が出ているところもあり、一刻も早い復旧を願うばかり。本町においては大きな人的被害は今のところ報告されていないが、7月からの2か月という短い間で、50年に1度という大雨特別警報が2回も発令され、近年まれにみる自然災害に自治体としてどのように対処していくか課題であると痛感している。

本日の都市計画審議会であるが、議題2つ。1つ目は前回からの続きになるが黒谷地区地区計画について。住民説明会、パブリックコメント、議会全員協議会での説明と、これまでも住民の皆さんに対して丁寧な説明を行ってきたところである。地元の住民の皆様の協力を受けて、役場としても地区計画の後押しをしている状況。既に県との事前協議も終わっており、本日都市計画審議会で答申をいただいたら、正式な都市計画決定に向けて進めていきたいと考えているので、ご審議をお願いしたい。

2つ目は基山町の下水道について。下水道事業計画の変更案について、建設課から説明を行う。今後、正式に都市計画審議会に諮っていくことになる。

活発なご意見を都市計画行政に活かしていきたいと考えているので、ご審議のほどよろしくお願ひしたい。

発言者：事務局

最初に一言報告。前回8/28開催予定の際に議題として挙げていた「立地適正化計画策定のための専門部会の設置について」は、次回以降の審議会で説明させていただきたく、今回の議題からは外していることをご了承いただきたい。

それでは、ここから先の議事については久保山会長に進めていただく。よろしくお願ひする。

発言者：会長

先ほど課長の挨拶でもあったように8月28日に本審議会を予定していたが、思いもよらぬ佐賀県一帯の豪雨によって開催を先延ばしにさせていただいた。その結果というわけではないが、「立地適正化計画策定のための専門部会の設置について」みなさんと審議する予定であったが、9月3日付けで議会にこれに関連する議案が上程された。この議案はまだ審査中であり明日討論採決を行う日程になっているので、議会で審査中の案件については次回以降にさせていただきたいと申し入れをし、今回の議題からは外させていただいているところであることをご了承いただきたい。

では、議題に入る。(1) 鳥栖基山都市計画地区計画（黒谷地区）の決定について、8月22日付けで基山町長より当都市計画審議会への諮問書の提出があった。事務局から説明を。

発言者：事務局

配布資料の確認。

まず、追加資料について説明。前回の審議会の際、ご質問やご意見をいただいたところの説明になる。

1 ページ①黒谷地区地区計画の計画区域の現況について尋ねられていた件に対する回答。雑種地が9,523㎡、田が15,078㎡、そのうち青地が1筆6,409㎡、畑が13,976㎡、そのうち青地が1筆759㎡、原野が606㎡、その他として道路や用悪水路が2,294㎡、合計で41,477㎡となっている。青地2筆7,168㎡はともに農振除外手続き済で、平成31年1月に許可を受けている。

次に②パブリックコメントの追加回答についてということで、資料2～5ページをご覧いただきたい。追記修正した箇所は、3ページと5ページの下線部。3ページについては、地区計画の近傍及び下流の農業用水の確実な確保と、地区計画内の雨水が流れ込む用悪水路の管理対応についてという意見であったが、農業用水路を確認したため、現況図だけ修正していたが、委員さんのご指摘を受けて計画平面図も修正し、現況農地に水が行き渡る経路になるようにした。これの変更分の図面が6ページ、③計画平面図の修正になる。

5ページについては、調整池の安全対策について問われた分に対する回答で、事故防止対策について追記したもの。地区計画の決定段階では、調整池を設けることと安全については十分配慮をすることだけしか決まっていない。今後開発の申請が出た時点で佐賀県都市計画課、河川砂防課、役場の関係各課と協議をしながら、進出企業に指導していきたい。

追加資料についての説明は以上。

発言者：会長

事務局からの追加資料の説明があったが、委員の皆様からご意見、ご質問等はないか。

発言者：委員

付替水路のみず道を変更したとあるが、調整池に流れる分と既存の水路を流れる分の水量計算は行っているのか。

発言者：事務局

進出予定企業が流量計算をし、調整池の大きさ等を変更していると聞いている。

発言者：委員

具体的な数字はわかるか。

発言者：事務局

詳細な資料はまだ提出を受けていない。計算をした結果、調整池は前回よりも小さくして問題なかったので変更していると説明を受けた。正式に開発の申請が出たときには、流量計算等提出

してもらうので、その際に確認したいと思う。

発言者：会長

他にないか。特になければ事務局から続きの説明を。

発言者：事務局

続いて資料1と差替えで配布している4ページ、7ページについて。

資料1、1ページ。令和元年8月22日に町長から「鳥栖基山都市計画地区計画の決定について」ということで諮問が出ているので、今回ご審議いただきたい。

2,3ページは地区計画の内容であるが、今まで説明してきたものと変更なし。

4ページは差替え分をご覧いただきたい。前回配布した分との修正箇所は、事項の番号が「8」の次が「12」になっていたのをそこを修正している。あと、「10」の都市計画審議会の日程が8月28日から本日9月12日に延期になったので修正し、それに伴い決定の告示が10月下旬になるためスケジュールを修正している。

5ページ、6ページは修正なし。

7ページ以降は、7月26日から8月8日まで行った公告縦覧に対する提出意見とその回答。4件意見の提出があったが、うち3件は本計画以外に対する意見であったため1件に対してのみ回答している。

7ページは差替え分をご覧いただきたい。「1」の意見としては、地区計画は道路、上下水道などの社会基盤施設が整備され又は整備されることが確実に見込まれる区域であることが原則ではないのか。町として地区計画開発に合わせて、宮浦インター付近まで下水道を整備し、開発企業から排水受け入れを行うことが地区計画を進める理由の一つになるのではないかと。これに対する町の回答は、都市計画法第12条の5では用途地域が定められていない土地の区域に定める地区計画は、住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域に定めるものとなっている。本計画は、当該地区の整備に関する事業が行われる区域として、隣接する基山グリーンパーク（工業地域）と一体的に産業用地として土地利用を図ることを整備方針としている。基山グリーンパークは下水道の整備計画予定区域ではないため、進出企業は敷地内で排水処理を行い、その後河川放流をしていただいているので、当該地区も同様に指導を徹底するとした。差替え前の資料では、グリーンパークが下水道の整備計画予定区域ではないことを具体的な説明をしていなかったため、より分かりやすくするために基山町の回答にグリーンパークの下水道整備状況を記載した。

以降4つの意見は、本地区計画以外に対する意見であったため、回答はしていない。ホームページではこれ以降の意見と回答は表示していないが、本審議会には提出のあった意見として提示している。「1裏面」は排水処理施設に関するご意見であった。前回のパブリックコメントの回答では、排水処理施設内で十分に排水処理を行うよう指導を徹底いたしますとあり、進出企業からは、貸出で戻ってきたパレット等を洗浄する作業及び排水処理は物流センター内で行い、排水処理は環境ISO14000に沿って、農業用水として使用するための基準を満たすものにする計画であるとなっているが、三甲パレットは14000の認証を受けているのか。さらに認証範囲内に確実に排水処理まで入っているのか。カタログには認証の記載なし。さらに、意見募集の添付図（計画平

面図)には事務所内雑排水は浄化槽を介しと記載してあるが、排水処理の記載がない。パレット洗浄の排水は排水処理設備を確実に設置して排水の処理管理をするのか。浄化槽で洗浄排水の各処理はできないし、また、排水基準の常時監視も不可能であると思われる。回答は間違いか。計画図内に排水処理設備の記載をお願いしたい。施設内からの雨水排水以外の施設排水は排水処理を行い、下水道の接続が地区計画推進のためには必須であり、上記に述べたとおり管理不十分の農業用の用悪水路の排水は反対である。その他、EMSの範囲は、排水処理施設管理者、処理業者、流量、各濃度他範囲や基準も提示せよという意見。この意見は個別企業に関する質問、意見であり、排水処理に関しては地区計画設定後の開発に関する質問、意見であると判断し、回答はしていない。

8 ページ、水路に関する意見。意見を要約すると、水路の管理は市町村が行うべきであるが、パブリックコメントの回答を見ると地区計画区域内は進出予定企業、地区計画区域外の既存用悪水路については水路の受益者で維持管理となっているが、法定外公共物の水路の管理は市町村が行うべきものではないのかというもの。これに関する基山町の対応としては、用悪水路の管理に関するものがあるため、本計画以外に対する意見であると判断し回答していない。この意見については、意見提出者と個別に協議を行う予定である。

9 ページ、「3」は調整池に関する意見。パブリックコメントの回答に対し、もう少し詳細な説明がほしいという意見。これに対する基山町の対応としては、調整池の詳細及び維持管理に関しては地区計画設定後の開発に関する質問、意見であり、正式なことは決まっていないため回答は控えさせていただきます。

「4」は付替え水路に関する意見。計画平面図によると、移設された水路が三面張水路 1000 mm×1000 mmとなっているが、水量計算がどうなっているのか不明。当初は 2m幅と聞いていたという意見。これに対する基山町の対応としては、水路等の設計に関しては地区計画設定後の開発に関する質問、意見であり、現時点では水路に関し正式なことは決まっていないため回答は控えさせていただきます。意見に「当初は 2m幅と聞いていた」とあったため、地区計画申請者に確認を取ったところ、最初に現地確認に行った際、一緒に行った設計士が「2m幅程度であるだろう」と言っていたが、正式に申出書を提出するに際し発注した測量設計の会社、ここは最初に現地確認に行った設計士とは別の業者になるが、流量計算をして水路の幅を計算したところ 1000 mm×1000 mmで大丈夫だろうということになり原稿の図面ではこのサイズになっているとのことであった。

以上のとおり 4 件の意見に対し、回答したものは 1 件だけ。残り 3 件は、地区計画設定後、開発の段階で進出予定企業による地元説明会を開催するなどしてご理解をいただきたいと考えている。地区計画決定の説明は以上。ご審議のほどお願いしたい。

発言者：会長

提出意見の説明を中心に事務局から説明があったが、委員の皆さんからご意見、ご質問等あればお願いしたい。

発言者：委員

提出意見への回答で「地区計画以外に対する意見であるため、回答しない」というのはいかがな

ものか。この計画が認められて工事が始まると、今回意見として提出されたような声が地元から上がってくるのは当然で、今のうちから不安に思っ意見されていると思うので、わかる範囲内で回答したほうが良いと思う。例えば7ページの「1裏面」の意見に対しては、企業に対し法令順守を求めるなどはかけるのではないか。このあたりはもう少し配慮できないか。

発言者：事務局

提出された意見については、ディベロッパー含めて進出企業にまですべて伝えているが、法令順守については当然のことと考えている。今回提出された意見に対する回答は、あくまで本地区計画に関する意見にのみ回答するとしているが、委員からご指摘もあったように何らかの形で対応していくということで検討していく。

発言者：委員

回答の仕方になると思うが、開発許可審査の前に地元説明会を開催し、詳細を説明するなど回答すると、意見を提出された方も無視されたとは感じないのではないか。

発言者：事務局

進出企業に対して、地区計画が設定されたのち、開発事前審査の期間中、約3か月程度の間で地元に対し開発に関する説明会を開催するよう要請している。説明会等の開催が決まったら周知し、近隣の方の心配を少しでも解消できるようにしていきたい。

発言者：会長

他にないか。

前回、住民説明会を行った際に交通安全に対するご意見を多数いただいたと聞いている。今回の提出意見に対しても事務局は提出者を把握していると思うので、個別に対応できるものについては丁寧に対応するなどして住民と行政、お互い理解し合えるような関係を築いてほしいと思っている。

他にご意見がないか。

発言者：委員

安全対策について多数の意見が出ていたので、自分も現地を見に行った。計画平面図も併せて確認すると企業側は全くセットバックすることなく、県道を使って減速帯と加速帯を設置しているようだ。今回の場合、県道を使うのではなく、企業側がセットバックをして自分で減速帯と加速帯を設けるよう求めていくべきだと思う。

発言者：事務局

事業者が県と協議を行い、県道の路側帯の部分は払下げを受けてそこを減速帯、加速帯とする方向で話を進めていると聞いている。

発言者：委員

現況でトラック等が止まっている部分のことか。県道の払下げを受けて減速帯、加速帯を設置するのではなく、委員が言われるように、セットバックすべきだと思う。それと、従業員は車だけでなく自転車等での通勤もあると思われるので、県道からの出入りだけでなく、敷地の北側に自転車や徒歩の人のための入口を設けたほうが良いのではないかと思う。

発言者：事務局

トラックや従業員の自動車の出入口は計画平面図の真ん中あたり、県道からの直接乗り入れになるが、自転車や徒歩用の出入口に関しては、計画平面図の左端、調整池の脇に県道と区切られた通路があり、ここに自転車等用出入口を設けると聞いている。

発言者：委員

進出企業が県道の路肩の払下げを受け、自社専用の道路とすることに問題ないのか。

発言者：事務局課長

補足する。県道から直接乗り入れを行うというのは基山町では初めての例になるため、事業者も県との協議に一番時間をかけている。委員がおっしゃられるように、ここは県道でも比較的速度が出る部分になるため、十分な加速帯、減速のための距離を保つようにということで前後 200 m 程度加速帯を設け、スムーズに県道に侵入できるよう県から指導されている。加えて走行車両の安全性を考慮しゼブラ帯等の余裕幅を設けるとともに、ラバーポール等の設置を検討するよう意見が出されている。この場所は危険が予知される箇所であるため、詳細な図面が出た時点で町でも減速・加速帯の幅や長さ等を確認し、十分に確保するよう指導していきたい。

発言者：会長

ほかにないか。ないようであれば答申したいと思う。事務局、どうするか。

発言者：事務局

あらかじめ答申案を作成している。今から配布するのでご確認いただきたい。日付は本日付、久保山会長から町長に「異存なし」として答申するもの。問題ないようであれば、これで答申させていただきます。

発言者：委員

審議の中で出た意見等を附則事項として答申に記載することはできないか。出来るのであれば水路と安全対策の2点を追記していただきたい。そうすることによって、都市計画審議会でもこの点についてはしっかり議論したことがわかり、町としても業者に対ししっかり指導するための根拠になると思う。

発言者：事務局

では、ただし書きと附則事項を追記し修正する。次の議題に入ってください、その間修正したい。

発言者：会長

では、後ほど最終的な答申案を提示いただく。それでは2つめの議題、鳥栖基山都市計画下水道の変更（基山町決定）（案）について、事務局から説明を。

発言者：事務局

鳥栖基山都市計画下水道の変更を計画しているため、その概要を説明させていただく。詳細は担当課の建設課古賀課長が説明する。

発言者：建設課長

基山町下水道事業計画の変更について（案）の資料、12ページをご覧いただきたい。流れを説明して、具体的な説明に入っていきたい。

鳥栖基山都市計画下水道に関する変更決定等手続きの流れについて説明する。現時点は一番左の原案作成を行っているところ。この後、9月17日から9月27日までの間、下水道の計画区域が変更になる5つの区で個別に地元説明会を行う。9月30日に町民会館で全体に対する住民説明会、意見交換会を開催し、説明会での意見を反映させて10月上旬に案を作成する。その後案の縦覧を行い、10月下旬に都市計画審議会でご審議いただきたいと考えている。基山町は福岡県の流域下水道で処理をしているため、都市計画審議会の後に佐賀県議会、福岡県議会の議決を受ける必要がある。議決と都市計画審議会の答申をもって、基山町で決定の告示を行う。このように住民説明会や案の縦覧を経て、最終案が変わる可能性があるが現時点での案として本日ご提示させていただいている。

2ページ、基山町の汚水処理の状況、現状を説明し、その後案を説明する。基山町は汚水処理を公共下水道として行っている。本桜処理場、きやま台処理場、基山ニュータウン処理場、けやき台処理場は、それぞれ開発の際に作られたものであるがこれを使っている。それと現在暫定ではあるが小都市にある宝満川浄化センター、鳥栖市公共下水道に接続している弥生が丘地区と会田地区がある。これら公共下水道に加え、合併浄化槽による処理とし尿処理、雑排水がある。

3ページ、ここでは福岡県の状況について説明する。先ほど申し上げたとおり、基山町は福岡県の終末処理場を利用させていただいている。現在都市計画決定を受けているのは、宝満川上流流域下水道計画であるが、この計画は現在終末処理場がまだないため、小都市の宝満川浄化センターを利用する形で排水している。ただし、平成28年度に福岡県で汚水処理構想の見直しがあった。この見直しの中で、社会情勢の関係で宝満川流域の人口に変化があったことから、基山町を受け入れる余力ができたということで、見直しを行い始めたという経緯がある。それぞれの処理場は福岡県の施設であるため、福岡県が計画決定を行う。基山町は福岡県の決定により排水の接続を行うこととなるが、基山町にとっても重要な施設ということで説明させていただいている。福岡県の計画変更後は、基山町は宝満川流域下水道計画となり、終末処理場は小都市の宝満川浄化センターになるので、これに合わせて基山町の計画も変更の手続きを行う。なお、基山町から宝満川浄化センターへ接続するための幹線がまだできていないため、計画変更後もしばらくは暫定管を使って宝満川浄化センターへの流入を行うこととなる。

具体的な施設の位置については4ページ参照。位置図の中心から北（筑紫野市側）に上る線が

現行計画の線。中心から右（小郡市側）に進みそこから北上する線は変更後の線になる。これを数字で説明するのが次ページ。

5 ページ、計画変更による基山町のメリットを提示。A が変更前、B が変更後で費用負担比較を示している。建設費を見ると、変更前は終末処理場を今から建設しなければならないことと、終末処理場までの距離が遠いことから 65 億 2700 万円と見込まれているが、変更後は既存の終末処理場を使うことと、処理場までの距離が近いことから 27 億 6100 万円と見込まれており、37 億 6600 万円の削減が見込まれる。維持管理費については、終末処理場がどこであっても処理流量により金額を算定するため、計画変更前後で変わりはない。

6 ページ、終末処理場の場所が変わることでここまで汚水を送水するための管の延長やポンプ場が変わるためそれを比較している。変更前の場合、筑紫野市に送水するためにポンプ場 2 か所、管の延長は約 8 km となっているが、変更後は小郡市に送水するためのポンプ場は 1 か所、間の延長は約 5 km と見込んでいる。

7 ページ、ポンプ場建設に伴う基山町の費用負担比較。変更前はポンプ場 2 か所で 9 億 5200 万円、管渠約 8km で 26 億 3500 万円、合計 35 億 8700 万円の費用負担、変更後はポンプ場 1 か所で 4 億 7600 万円、管渠約 5 km で 14 億 2400 万円、合計 19 億円の費用負担となっている。差引すると 16 億 8700 万円の削減が見込まれる。さらにポンプ場の維持管理費については変更前後ではポンプ場が 1 か所減るので、維持管理費も 6 億円程度に半減すると見込んでいる。

ここまでが福岡県の処理場まで汚水を送るという説明になる。

8 ページ、基山町の下水道処理区域の変更について。現計画では基山町全体を下水道処理区域とし整備面積は 556.5ha でその面整備費用としては約 140 億円と見込んでいる。今後効率的な下水道処理区域の面整備によりさらなる費用の軽減を図ることを目的とし、下水道処理区域の見直しを検討している。検討後の整備面積は 491.3ha、面整備費用は約 120 億円で、下水道処理区域から外れた 65.2ha は浄化槽処理区域に変更する。この処理区域変更による費用の軽減額は約 20 億円と見込んでいる。内訳は次ページ。

9 ページ。見直し前は下水道の全体計画区域は 556.5ha であったが、見直し後は下水道処理区域から外れて浄化槽処理区域となる 65.2ha を除いた 491.3ha が全体計画区域となる。

10 ページが見直し前の全体計画区域。

11 ページが見直し後の区域図。9 ページの一覧表の色とリンクしている。すでに整備が終わっている下水道区域は水色、今回変更も含めて公共下水道で整備予定の区域が緑、黄色が費用対効果や町の財政事業を考慮し、今回浄化槽整備区域に変更した箇所。

平成 24 年度から整備計画区域の見直しについて地域のご意見を伺いながら検討していたが、公共下水道による処理と浄化槽による処理の費用負担に差が出ないようにというご意見を多数いただいている。町としても公平負担の観点から差が出ないようにしたいと考えている。

9 ページ、合併浄化槽の設置に対する補助金は既に交付しているが、計画見直し後は下水道使用料との均衡を図るため、維持管理に対する補助金も交付したいと考えている。ただし、下水道区域内の方も負担があるため、それと同額程度の負担は願います。

詳細については、今後予定している住民説明会、意見交換会でお示しし、皆さんの意見を踏まえながら公平負担について進めていきたい。

12 ページ、再度今後の流れについて。今回説明した原案を基に、9 月中旬に住民説明会を行

う。住民説明会で出された意見を反映させ、計画案を作成。案の縦覧を行い、意見を踏まえて修正したものを10月下旬頃、本審議会に諮問させていただく。都市計画審議会の答申を受けて、佐賀県議会、福岡県議会の議決を受けたのち、令和2年1月下旬頃決定告示を行いたい。

基山町は汚水を福岡県に流入しており、下水道全体計画の変更が基山町単独、佐賀県だけで決定されるものではなく複雑であるため、都市計画審議会において事前に説明させていただいた。原案から案に修正した場合など、また審議会へ説明させていただく。本日の説明は以上。

発言者：会長

説明を受けたとおり、基山町の下水道整備に関しては非常に複雑で、しかも費用が多額にかかるものであったが、今回ようやく、上流流域下水道から現在暫定的に使用させていただいている流域下水道に送れる見通しが立ちそうだという説明を受けた。この件について、ご意見のある方はどうぞ。

発言者：委員

宝満川浄化センターを建てたのが小郡市や筑紫野市になると思うが、基山町が送ることにあたり、何か負担金が生じないのか。

発言者：建設課長

現在、宝満浄化センターは福岡県と構成員である筑紫野市と小郡市が施設を建設し、福岡県が管理している。今回、基山町が正式に入ることになると、当然建設費の負担金が発生する。それは資料5ページの①建設費（概算）、終末処理場の変更後（B）27億6100万円が基山町の負担になると思われる額。若干変わってくる可能性はあるが、今のところ施設の費用負担はこのぐらい発生するのではなかろうかという見込みを出している。

発言者：委員

都市計画審議会で何を決めるのか。たとえば資料の12ページ。宝満川上流流域下水道から、宝満川流域下水道に変更になる、これは福岡県とか佐賀県とか流域下水道の全体計画のなかで決めることなので、基山町の都市計画審議会がどうこうするという話ではない。現行全体計画の整備面積556.5haから65.2haを浄化槽処理区域にするということをこの都市計画審議会のなかで決めるのか。

発言者：建設課長

今後の都市計画審議会に答申をしていただく内容は大きく2つある。

1つ目は、基山町の下水道処理区域。今の原案では、491.3haに変更する部分となる。

2つ目は、流域の計画が宝満川上流流域下水道から宝満川流域下水道になることで放流先が筑紫野市から小郡市に変わる。それに伴い、町内から県外へ送るための幹線、基山第1汚水幹線の位置が変更になるので、それを決定していただく必要がある。また、小郡市の終末処理場まで汚水を送るポンプ場が基山町内に必要になるため、これも併せて決定していただくことになる。

発言者：委員

基山町全体の 556.5ha を下水道処理区域とする現計画を、今回、556.5ha のうち 65.2ha を下水道処理区域から切り離して浄化槽処理区域とし、残りの 491.3ha を正式に公共下水道の整備面積にするということが、本審議会で審議する一番の中身だと思う。資料には載っていなかったが、浄化槽の維持管理補助金も検討したいという説明であった。

65.2ha を下水道処理区域から外し浄化槽処理区域に変更するという事は、福岡県の流域下水道との協議でもう決まっているという形で私たちは理解していいのか。

発言者：建設課長

処理場の規模を踏まえ、福岡県から基山町の処理面積が割り出されているが、これが 491.3ha となる。491.3 という数字は変わらないが、区域の位置は基山町で決めることができるので、本審議会では 491.3ha という区域を決定していただきたい。浄化槽処理区域となる 65.2ha は現在お示ししている位置から変わる可能性はあるかと思っている。

発言者：委員

町長からは 65.2ha が増えることはないという説明された。浄化槽処理区域が増えると、下水道処理区域の 491.3 が減ることになるため。今日もらった資料の 11 ページと議会全員協議会の際にもらった資料の 11 ページは若干ちがう。どこがどう違うのか説明していただきたい。

発言者：建設課長

庁内の内部協議と前回、全員協議会の皆様にも意見を受けて見直した。見直した箇所としては、市街化区域に隣接する箇所でも今後開発が見込まれると思われるところを道路境で追加し、将来的にも家が建つ計画がないところ、例えば池や緑地等は外した。ただし、これについてもまだ案であるため住民の皆さんのご意見をうかがいながら変わる可能性があると思う。

発言者：委員

資料 12 ページの流れの中で、9 月中旬から住民説明会が始まるが、流域の計画が変更になることで終末処理場が変わるということに対しては特に意見はあまりないのではないと思う。それよりも下水道処理区域から浄化槽処理区域に変更になるかどうかが一番の論点になると思う。12 ページの資料では、10 月下旬の都市計画審議会でも今色分けしている部分、処理区域を最終的に決定するという流れになるのか。それとももっと後で決定するのか。

発言者：建設課長

下水道処理区域と浄化槽処理区域の入れ替えについては、住民説明会で出された意見と費用対効果を照らし合わせながら検討し、案に反映していきたい。最終決定は、資料 12 ページのとおり案の公告縦覧を受けて最終的な修正をした後、10 月下旬頃決定になる。

発言者：会長

10 月中旬から下旬にかけてのところで審査を行い、そこで答申を受けるのか。令和 2 年 1 月

下旬に決定告示ということは変わらないのか。

発言者：建設課長

県議会が佐賀県も福岡県も12月ということでしょうか。県議会の後に佐賀県下水道課の同意が必要になるので、最終的な決定告示は1月としている。

発言者：委員

基山幹線の埋設について、小郡市の道路に切り込み線を入れたりすると道路が荒れると思うが、それはどのようにお考えか。

発言者：建設課長

町内・県内、下水道事業というのは全国同じなので、舗装をはいだものについては当然正式な復旧を行う。西鉄の線路を渡る部分については、橋と同じように添架にするのか、小さなトンネルみたいに管を線路の下に掘ってやる推進にするのか、詳細設計を立てる際に西鉄の鉄道管理者とか県道等の福岡県道路管理者、小郡市など関係者とのなかで詳細の協議をもって決める。維持管理上、一番いいものでやっていきたい。

発言者：会長

ほかにご意見はないか。今後の流れとしては、10月中旬から下旬の間で都市計画審議会を開催し、そこで決定を受けたいということで間違いないか。

発言者：建設課長

間違いない。

発言者：会長

それでは、先ほど修正をお願いしていた答申案について、事務局から説明をお願いしたい。

発言者：事務局

先ほどご意見いただいた内容を、付帯意見として答申案に追加した。

「令和元年8月22日付け基定第537号で諮問のあった鳥栖基山都市計画地区計画の決定について、当審議会で慎重に審議した結果、案のとおり議決したので答申します。なお、諮問案を検討する過程において下記の意見が出されたため、付帯意見として附します。」

付帯意見としては、「(1) 進出企業に対し、開発による周辺環境への影響を最小限に抑えるよう、水路の付替えや調整池の設置に関する事前調査等を行い、事前に地元説明会等を開催し、丁寧な対応を行うこと。」「(2) 県道鳥栖久留米筑紫野線に接した計画となっているため、計画地への出入りの際に交通事故等が生じないように、十分に安全に配慮すること」としている。内容としてはこのような形にしたいがいかがか。

発言者：委員

(2) の県道の名前が違う。正式には主要地方道久留米基山筑紫野線。

発言者：事務局

修正する。

発言者：会長

(1) についてはいかがか。

発言者：委員

事前調査は行っていないのか。

発言者：事務局

行うように言っているが、まだ調査結果の提出を受けていない。

発言者：会長

「事前調査等を実施するなど丁寧な対応を行うこと」にしてよいのではないか。

発言者：事務局

頭に「進出企業に対し」とあるので、「行うよう指導すること」に修正する。

発言者：委員

(1) の最後を「十分な安全対策を講じること」にしてはどうか。

発言者：会長

それも「十分な安全対策を講じるよう指導すること」になるのではないか。

発言者：事務局

ご意見のとおり修正する。

発言者：会長

では、修正している間に「3. その他」次回開催予定についてお願いする。

発言者：事務局

次回は下水道計画の諮問を受けた答申をお願いしたいのと、おそらく立地適正化計画関係の委員会の件で説明することになると思う。開催予定日は10月21日か10月23日で調整させていただきたい。

発言者：会長

10月21日は議会の特別委員会が入るため難しい。

発言者：事務局

10月23日はいかがか。問題ないようであれば、23日を仮で抑えさせていただきたい。正式にはまた通知を出す。

発言者：会長

答申の修正ができたようなので、事務局説明を。

発言者：事務局

先ほどご意見のあった箇所を修正したのでご確認いただきたい。こちらで答申させていただきたい。

発言者：会長

答申案が出されたが、みなさまいかがか。答申案の内容で問題ないようであれば拍手をお願いしたい。

～拍手多数～

拍手多数を認め、本日付で答申を提出することとする。

その他の事項としては先ほど決まったので、これ以外でほかにご意見のある方は。ないようであれば、本日の審議は以上。事務局に返す。

発言者：事務局

長時間にわたりご審議いただいたことに感謝。黒谷地区地区計画については、答申をいただいたのでこれをもって佐賀県に同意申請を行い、最終的には10月末には決定告示をしたいと思う。今後、開発の審査、造成、建築が行われ、操業となるが操業後も行政としてしっかり指導していきたいと思う。今後もよろしくお願ひしたい。これをもって、本日の審議会を終了する。

～ 15時10分閉会～